

（盗難発生警報装置）

第145条 盗難発生警報装置の盗難の検知及び警報に係る性能等に関し、保安基準第43条の5第2項の告示で定める基準は、別添78「盗難発生警報装置の技術基準」（3.2.、4.1.2.1.

(b)及び5.2.12.並びに別紙2の規定を除く。)に定める基準とする。この場合において、次に掲げる盗難発生警報装置は、この基準に適合しないものとする。

- 一 盗難発生警報装置を備える自動車の盗難が発生しようとしている、若しくは発生している、又は盗難発生警報装置の設定状態を変更するための操作を行った場合以外の場合に、音又は灯光を発する盗難発生警報装置。ただし、盗難発生警報装置の設定状態を通知するための装置（音により通知するものにあつては警音器の音と紛らわしくないものに限るものとし、灯光により通知するものにあつては緊急自動車の警告灯と紛らわしくなく、かつ車室外に備える灯光にあつてはその灯光の明るさが0.5cdを超えないものに限る。）にあつては、この限りでない。
 - 二 原動機が作動しているときに、運転者により盗難発生警報装置が作動するように操作することができる盗難発生警報装置。
- 2 指定自動車等に備えられた盗難発生警報装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた盗難発生警報装置であつて、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、前項の基準に適合するものとする。